

## 第3回国際熱帯木材理事会について

### 外材研究会

昨年11月16日から20日にかけて、横浜国際会議場において、第3回国際熱帯木材理事会が開催された。本会議は、熱帯木材の国際貿易の安定・拡大等を目的として、主要な熱帯木材の輸出国と輸入国の間で結ばれた「国際熱帯木材協定」のいわば総会にあたる会議である。この協定は、1983年に締結されたが、その後85年に発効し、昨年からは横浜市に国際熱帯木材機関（以下ITTOと略す）を設置して活動を開始している。

今回の理事会には、協定加盟41か国のうち36か国の代表団が集まったほか、オブザーバーとして、本協定に近く加盟を予定しているか又は関心を示している7か国の代表、UNCTAD、FAO等の関係国際機関及びWWF、SEALPA等熱帯林の保全や産業振興などそれぞれの立場から本協定に関心を示す非政府機関等が参加した。

本協定のもとでの国際的な活動としては、熱帯木材に関する市場情報の改善、森林経営及び木材利用の改善のための研究及び開発のための活動等が協定に示されているが、61年の活動開始以来、ITTOは具体的なプロジェクトについて検討を進めてきており、今回の会合ではこれを審議して決定することが最大の議題であった。また、ITTOは活動を開始して間もないことから、様々な規則など事務的な議題も同時に審議された。

前回の理事会（62年3月、横浜）は、機関が活動を開始して以来最初の理事会であったが、ここではITTOがプロジェクトの検討を進めるべき14項目が決定されている。この決定に基づき、ITTOはFAO、CTFT（フランス熱帯林研究所）、JOFCA（海外林業コンサルタンツ協会、日本）等の専門機関と協力し、各国政府とも連絡をとりながらプロジェクト案を作成した。これに加えて、加盟各国からも、本協定のもとに実施すべきと考えるプロジェクトについてその案を提出してきた。

今回の理事会においては、このようにして提出された合計26件のプロジェクト案について、技術的見地からみた妥当性、地域的バランス、資金面等から検討が加えられた。

この検討に当たって特に問題となったのは、ITTOと他の国際機関との活動をどのように調整していくかということと当面の限られた資金をどのように特定の事業に割り当てていくかという2点であった。

まず第1点目についてであるが、これは、いわゆる熱帯林問題の解決や熱帯における林業の振興に資するための国際的活動は ITTO 以外にもいろいろと行われてきており、各国政府が既にこれに参加し支援しているという実態があることから、今後 ITTO を積極的に支援していくためには ITTO の特殊性をはっきりと打ち出すことが国内的にも必要であるとするいくつかの国からの意見がある一方、非常に複雑かつ大きな問題である熱帯木材問題の解決に向けて今後が期待される ITTO に対して、他の国際的な活動との重複を惧れるあまり今の段階で活動範囲を不必要にせばめることは好ましくないとの見方もあり、ある種のジレンマが生じていたのであった。これについては、個別の具体的プロジェクト案について、実施に移せるものは移していきながら、一方で ITTO の活動の方向について政策的なペーパーを作成していくという事で決着をみた。

次に第2点目であるが、ITTO のプロジェクトの資金となるのは、各国の任意拠出及び国際的な基金等であるが、後者については、未だ利用できる状況になく、また前者についても機関の発足後いち早く拠出を表明した国に限られていることから不十分な状況にある。しかし、難航の末、12件のプロジェクト及び1件のプレプロジェクトが実施に移されることとなった。

これらは、市場情報、森林経営及び林産業の3つの分野にわたり、また実際に事業が行われる地域のバランスも図られたものであって、ITTO としての支出経費総額は約250万ドルとなっている。実際の経費としては、これに事業実施対象国の負担するローカルコストや加盟国からの共同出資を合わせて事業が進められることとなる。

#### <採択されたプロジェクトの名称>

- ヨーロッパにおける熱帯木材市場分析
  - 市場・統計月刊誌の改良（FAOに協力）
  - ヨーロッパ市場動態調査
  - 熱帯木材市場動向早期警戒システム研究
  - マレーシアにおける天然林経営研究
  - ガボンにおけるオクメの生物学的研究
  - 東カリマンタン山火事跡地再生方法研究
  - アフリカ・中南米未利用樹利用研究
  - 未利用樹利用（国際研究開発ネットワークの構築）
  - 家具開発振興国際セミナー
  - 林産業技術文献、情報の出版
  - 中南米林産業開発に関する協議会
- その他の議題で主なものは以下のとおりである。

ITTO とその接受国政府である我が国政府との間の本部協定が採択された。これは、機関及び職員等の地位、特権等に関して取りきめるもので、国際協定に当たることから今国会で批准すべく作業が行われている。

ITTO の組織については、現行専門職員7名、一般職員6名のところ、プロジェクトの本格化に対応して専門職員1名の増員が認められた。ITTO は、十数名の小さな機関であるが、事業の実施を他の国際機関、加盟国の研究機関、コンサルタント等と一体となって行うことからこうなっているものである。

次回の会合は本年5～6月ごろ、横浜をはなれてブラジルで開催されることとなった。